

平成22年度 神奈川県地域福祉支援計画 支援策評価一覧表

支援策の柱	支援策の項目	支援策	事業所管課	一次評価				二次評価	
				A	B	C	D		
1 ひとづくり	(1) 地域福祉コーディネーターの定着支援	支援策①	地域福祉コーディネーターの地域定着のための支援を強化していきます	地域保健福祉課	○			・地域福祉コーディネーターの定着のためには、地域福祉コーディネーターは、地域福祉をコーディネートする人であり、地域福祉推進の主体者であることを県、市町村が共通認識を持てるよう、地域福祉をコーディネートする人の役割や活動を明記する。 ・市町村施策の中で必要とされる人が地域福祉コーディネーター研修を受講する形としていく。	
		支援策②	地域福祉コーディネーターのスキルアップのための研修を実施します	地域保健福祉課	○			・スキルアップの研修にまちづくりの視点を入れていく。 ・地域福祉コーディネーターの10の専門性は目指すべき専門技術としてスキルアップ研修を実施していく。 ・NPOと既存の地縁の住民団体との協働についても検討する。	
	(2) 地域福祉担当職員の育成	支援策③	地域福祉の推進を担当する職員のスキルアップを図ります	地域保健福祉課	○			・継続的な新任研修が必要である。・新任研修は基礎的研修、現任研修はフォローアップしていく形に位置づける。 ・専門性の共通部分と個性性を踏まえて、学習・情報交換の場を継続していく必要がある。	
	(3) 民生委員児童委員への支援	支援策④	民生委員児童委員の地域福祉活動を支援します	地域保健福祉課	○			・民生委員児童委員の地域福祉活動を支援するという目的から考えれば、研修を実施するのみではなく、県としても広報等によるPRや活動費の確保、民生委員の具体的役割を確認する等の市町村行政等関係機関との調整など、民生委員児童委員の活動のしやすさを確保していくことが大切と考える。	
	(4) 福祉人材の育成・確保	支援策⑤	福祉・介護人材が働きながら学べるしくみづくり、専門性の高い人材を育成・確保します	保健福祉人材課	○			・研修方法として出前型や講師の派遣といった参加しやすさに配慮する。また、研修のやり方を教える等の支援により職場内研修を進めるなど、福祉・介護人材の定着に向け、今後も福祉・介護人材が働きながら学べるしくみづくりを進める必要がある。	
2 地域(まち)づくり	(5) 住民参加活動の促進	支援策⑥	地域住民の活動による安全安心な地域(まち)づくりを促進します	子ども家庭課 地域保健福祉課	○			・ボランティアグループ等が集まる協議会もしくは情報交換の場を設定する、計画を作成するプロセスに関わってもらい課題を共有化し、目標を設定し役割分担を確認する、目的的な連携と地域的な連携を図るといったネットワーク化を検討していく。	
	(6) 災害時における地域支援体制の促進	支援策⑦	災害時における要援護者支援のため地域体制づくりを促進します	健康危機管理課 地域保健福祉課 国際課	○			・東日本大震災への支援について、県庁内部の調整評価と、今節目を迎えている被災地支援のやり方を検討する。 ・災害時支援の重要性を認識する。 ・障害者、高齢者、外国籍県民等の災害時支援を強化する。	
	(7) 外国籍県民への支援	支援策⑧	外国籍県民の暮らしやすさを支援します	国際課 地域保健福祉課 労政福祉課	○			・多言語による対応と併せ、外国籍県民の生活上の課題解決に向けて、当事者の取組みを支援するしくみや、福祉的支援を充実させていく必要がある。 ・住んでいる人が少数の言語へのケアにも配慮してほしい。	
	(8) NPO等との協働・連携事業の推進	支援策⑨	NPO等と協働・連携し多様な福祉ニーズに応じた事業を実施します	地域保健福祉課 NPO協働推進課	○			・NPOは法人格があるものばかりではないので、法人取得の方法の学習等への支援なども考えられる。 ・参加型の社会を目指そうとしていることや、ともしび運動等の伝統を踏まえて、NPO等の活動しやすい基盤づくりを進める。	
	(9) 共生の地域(まち)づくり(バリアフリー)の推進	支援策⑩	情報格差の解消や心のバリアフリーに取り組みます	情報システム課 広報課 地域保健福祉課	○			・多様な障害に対応するために、情報提供はまだ工夫が必要だと思われる。ここで取り組まれているホームページだけでは情報提供がなされない方たちも多にいる。特に知的障害者・発達障害者・重症心身障害児者の方にとっては当事者の方に情報を伝えるのは周囲の人の力によるものが多い。そのために障害を正しく理解する機会を増やし(研修機会)、伝える力を養成していく必要がある。 ・ハード面はもとより、むしろ“心のバリアフリー”に関して、積極的に教育の場面等で幼少時よりのバリアフリーの意識の浸透に努力することが必要である。	
		支援策⑪	身近な公共的施設のバリアフリー化を推進します	地域保健福祉課 市町村財政課	○			・公的施設のバリアフリー化を進めるにあたり、机上のプランで実施するのではなく、当事者の方々の意見を聞きながら推進していくことが必要である。その場合特定の障害者団体だけではなく幅広い障害者からの意見聴取が必要である。 ・カラーバリアフリーに関する事業展開は、男性の出現率が高いにもかかわらず、健常者には見えない障害のため、受け入れが浸透していない。高齢者の機能低下や病変による場合もあるため、まちづくりのハード面に係る建設や道路整備等の事業者への積極的な推進を期待する。	
	3 しくみづくり	(10) 当事者のエンパワーメントの促進	支援策⑫	当事者の課題解決能力を高めるため、当事者等と協働でしくみづくりに取り組みます	地域保健福祉課	○			・セルフヘルプグループの立ち上げやグループの継続には、多様な機関・団体による当事者の解決能力を高める視点を持った支援の輪を広げていく必要がある。 ・当事者の問題解決能力に応じて、社会的自立を図る活動の場の提供や、代弁的役割等の継続的支援を強化する必要がある。
		(11) 総合相談体制の促進	支援策⑬	相談窓口の連携のしくみづくりを進めます	地域保健福祉課	○			・総合相談の役割は、まず相談を受けとめ、情報提供をすること、そして緊急性があるかどうかの判断を下すこと、必要な場所、必要な機関につなぐことである。市町村での総合相談、民生委員等が行う地域での総合相談の役割を踏まえ、それらを支援していく方策を検討する。支援の方法としては、研修等での人材の強化が考えられる。
		(12) 新たな福祉ニーズの把握	支援策⑭	新たな福祉ニーズの把握と情報発信に取り組みます	地域保健福祉課	○			・今後は孤立予防の視点から施策の充実が望まれる。
支援策⑮			発達障害支援センターの取組みを推進します	障害福祉課	○			・発達障害者支援センター間の相互連携と、県域に発達障害支援機関が設置されていることを踏まえ、それぞれの協力関係を強化してほしい。 ・教育機関への支援や啓発活動が望まれる。 ・発達障害については障害の制度に位置づけられたこともあり、新たなニーズの位置づけとして項目の再検討が必要との意見もあった。	
(13) 権利擁護の促進		支援策⑯	権利擁護の専門的な相談支援体制の強化を促進します	地域保健福祉課	○			・高齢者や障害者の権利擁護を推進するうえで、日常生活自立支援事業は今後とも重要性が増しているため、引き続き充実させていく必要がある。	
	支援策⑰	利用しやすい成年後見のしくみづくりに取り組みます	地域保健福祉課	○			・高齢化が急速に進行している中で、成年後見へのニーズは今後とも高まっていくことが予想されるため、引き続き充実させていく必要がある。		
(14) 福祉サービス第三者評価の推進	支援策⑱	かながわ福祉サービス第三者評価推進機構と協働で福祉サービスの第三者評価の推進を強化します	地域保健福祉課	○			・第三者評価の受審件数の増加や新たに障害者グループホーム等第三者評価がスタートしたことをふまえ、今後とも推進体制の充実、確保が必要である。 ・障害者グループホーム等第三者評価の補助金は予算化されたが、この他にも、県として事業者の受審推進促進を図るための支援策、受審メリット等の進めていく必要がある。		